

(証券コード：9008)

平成25年6月5日

株 主 各 位

本社所在地：東京都多摩市関戸一丁目9番地1  
(登記上の本店所在地：東京都新宿区新宿三丁目1番24号)

**京王電鉄株式会社**

代表取締役社長 永田 正

## 第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、平成25年6月26日(水曜日)午後6時までには議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

### 【書面(郵送)による議決権の行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送下さい。

### 【インターネット等による議決権の行使の場合】

3ページ記載の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力下さい。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月27日(木曜日) 午前10時  
(受付は午前9時から開始いたします。)
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号  
京王プラザホテル八王子 5階「翔王」  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第92期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告について
2. 第92期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）連結計算書類の会計監査人および監査役会監査結果報告について

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当および処分について
- 第2号議案** 取締役18名選任について
- 第3号議案** 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定について

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する委任状および委任者の議決権行使書用紙のご提出が必要となります。

以 上

- 
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参いただきますようお願い申し上げます。
  2. 会場には、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
  3. 当日、当社の役員および係員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席下さいますようお願い申し上げます。
  4. 第1会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
  5. 会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知添付の各書類のほか、当社ホームページ（<http://www.keio.co.jp/>）に掲載している連結注記表および個別注記表となります。なお、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、本招集ご通知には添付していません。
  6. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.keio.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

### 1. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでも議決権を行使することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご入力下さい。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成25年6月26日（水曜日）午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行われるようお願いいたします。
- (4) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (5) インターネットによって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

### 2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱い下さい。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 3. インターネットによる議決権行使のためのシステム環境

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認下さい。

#### (1) パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

(a). ウェブブラウザとして Ver. 5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer

(b). PDFファイルブラウザとして Ver. 4.0 以降のAdobe® Acrobat® Reader™または、Ver. 6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader™およびAdobe® Reader®は

米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

#### (2) 携帯電話端末用サイトによる場合


128bit SSL (Secure Socket Layer) 暗号化通信が可能である機種であること。


なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。

### 4. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問合せ下さいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 0120-652-031（午前9時～午後9時）

なお、其他のご照会につきましては、 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）の三井住友信託銀行 証券代行部あてにご連絡下さい。

### 5. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に同社に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 添付書類

## 事業報告

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当期のわが国経済は、期前半においては復興関連需要などから緩やかな回復基調となり、個人消費は底堅く推移しました。その後、海外経済の減速をうけて輸出の減少が続くなど、一部に弱い動きがありましたが、期後半においては円安や国内需要に支えられ、雇用状況や企業収益で改善に向かう動きが見られました。

このような情勢のもとで、当社グループは、平成22年度を初年度とする「京王グループ中期5カ年経営計画」に基づき、公共輸送機関として欠かすことのできない安全性の向上や沿線の活性化を推進するとともに、「コスト構造の転換」と「財務体質の強化」を重視し、各セグメントにおいて着実な事業活動を展開してまいりました。その結果、営業収益は3,968億6千万円（前期比1.6%増）、営業利益は280億2千2百万円（前期比5.5%減）、経常利益は245億3千8百万円（前期比7.2%減）となりました。当期純利益は、税率変更の影響で法人税等が減少したことにより147億4千8百万円（前期比18.6%増）となりました。

なお、本年4月、電車・バスの開業100周年を迎えました。これまでの感謝の気持ちを込めて、記念施策を実施してきております。

次に、各セグメント別にご報告いたします。

#### (1) 運輸業

鉄道事業では、輸送の安全性向上に向けた継続的な取り組みである運輸安全マネジメントの一環として、これまでの経験や教訓をもとに、「安全に関する基本方針」と「安全に係る社員の行動規範」を改正し、社員の実践すべき行動内容を明確化しました。調布駅付近連続立体交差事業については、地下線への切替えが完了したことにより、18か所の踏切を廃止し、交通渋滞が解消されたほか、道路と鉄道の安全性が向上しました。また、切替え後は、地上の鉄道施設の撤去および駅舎の本設工事を進めました。笹塚以西の鉄道立体化については、新規着工準備箇所として採択されていた代田橋～八幡山駅間を含む笹塚駅～つつじヶ丘駅間の都市計画決定がなされたほか、用地測量説明会を実施するなど、事業主体である東京都とともに、引き続き事業化に向けた手続きを進めました。ATC（自動列車制御装置）については、井の頭線で使用を開始したことにより、京王線・井の頭線全線への導入が完了しました。構造物の耐震性向上については、京王線多摩川橋梁の耐震補強工事に着手したほか、引

き続き高架橋柱などの耐震補強を進めました。ホームドアについては、新宿駅3番線のほか、国領駅・布田駅・調布駅での使用を開始しました。環境への取組みについては、7000系車両14両を改造し、すべての車両について、消費電力削減効果に優れたVVVFインバータ制御化が完了しました。サービス向上策については、ダイヤ改定を実施し、相模原線に「特急」を新設したほか、京王線・井の頭線全線の終電を繰り下げるなど、お客様の利便性向上に努めました。また、京王八王子駅において、中央口にエレベーターを新設したほか、車内の車いすスペースを増設するなど、バリアフリー設備の充実をはかりました。運行情報については、「お客さま案内ディスプレイ」の整備を推進したほか、T w i t t e rによる配信サービスを開始しました。営業面では、「高尾山の冬そばキャンペーン」を実施するなど、お客様の誘致に努めました。このほか、本年4月に電車・バスが開業100周年を迎えたことを記念して、多摩動物公園駅において新しい「京王れーるランド」の建設に着手しました。

バス事業では、路線バスにおいて、輸送力の増強をはかるため、一部路線で運行回数を増やしたほか、京王線のダイヤ改定にあわせ、始終発時刻の繰上げ繰下げなどを行いました。また、車内への公衆無線LANサービスの導入を進め、利便性の向上をはかりました。高速バスにおいては、安曇野・白馬線（新宿～安曇野・白馬）に扇沢系統を新設したほか、土気線（新宿～土気）を新設しました。加えて、都心とJR青梅線拝島・福生方面を結ぶ通勤高速バス「楽々エクスプレス」において、都心方面への平日早朝便の運行を開始し、利用機会の拡大に努めました。さらに、長野線（新宿～長野）では、同路線の運行開始20周年を記念して、独立シートとカーテンによりプライベート感を演出した座席「プライムシングル」を導入するなど、サービス向上に努めました。

タクシー業では、多摩・相模原地区において、スマートフォンのアプリを使ってタクシーを呼び出せるサービスを開始しました。

運輸業全体の営業収益は、鉄道事業で震災の反動増などにより旅客運輸収入が増加したことなどから1,253億円（前期比0.9%増）、営業利益は鉄道事業における固定資産除却費の増加などにより88億5千2百万円（前期比23.3%減）となりました。

## (2) 流 通 業

百貨店業では、「京王百貨店」新宿店において、開店50周年である平成26年度に向け、「新・日常生活へ」をテーマとする全館改装を進めており、当期においては、2階婦人服フロアをリニューアルいたしました。また、小型サテライト店を、JR八王子駅ビル「セレオ八王子北館」内にオープンいたしました。

ストア業では、生鮮コンビニエンスストア「京王ストアエクスプレス」永山店をオープンいたしました。

生活雑貨関連用品の販売業では、「京王アートマン」で初めてのコンパクト型店舗を「町田モディ」内にオープンいたしました。

このほか、ショッピングセンター事業では、「京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター」B館2階・3階ファッションフロアの改装を実施し、大幅に店舗を入れ替えるとともに、共用部を人と街と自然の共存をテーマにした空間とし、集客力の強化をはかりました。

流通業全体の営業収益は、百貨店業で新宿店の一部において収入計上方法を変更したことなどにより1,614億3千4百万円（前期比2.2%減）、営業利益はローコストオペレーションの徹底によるコスト削減を実施した結果、53億2千7百万円（前期比1.2%増）となりました。

### (3) 不動産業

不動産賃貸業では、商業施設について、「京王リトナード永山」（第2期）をリニューアルオープンいたしました。また、沿線拠点の開発として、「京王吉祥寺駅ビル」の建替え工事を引き続き進めております。賃貸マンションについては、「Hi-Rooms新代田」等が完成し賃貸を開始したほか、将来的にリノベーションを行うことも視野に入れ、調布市や練馬区で賃貸資産を取得するなど、収益基盤の拡充に努めました。

不動産販売業では、調布多摩川および八王子みなみ野シティで新築戸建住宅「京王四季の街」を販売したほか、リノベーションを行った集合住宅「リノア瑞江」などを販売しました。

このほか、高尾山口駅前において、日帰り温泉施設の建設を目的とした、温泉掘削工事に着手しました。

不動産業全体の営業収益は、前期に株式会社リビタを子会社化したことにもなう増収などにより316億2千4百万円（前期比18.5%増）、営業利益は土地の販売が減少したことなどにより92億8千3百万円（前期比1.1%減）となりました。

### (4) レジャー・サービス業

ホテル業では、「京王プラザホテル（新宿）」において、本館22階から24階の客室改装を実施したほか、本格的な鉄板焼料理を提供する「やまなみ」を本館7階にオープンいたしました。「京王プラザホテル八王子」においては、チャペルを全面改装し、高級感溢れる内装といたしました。「京王プラザホテル札幌」では、和食を提供する「みやま」において、小規模宴会に対応するため、個室を増やすなどの改装を実施し、集客力強化に努めました。「京王プレッソイン」については、東銀座の客室の改装を実施したほか、全店舗の客室に無線LANを導入するなど、利便性の向上をはかりました。

広告代理業では、井の頭線渋谷駅において、大型液晶ディスプレイを28面設置し、デジタルサイネージ（電子看板）を活用した広告展開を開始したほか、一部の井の頭線車両ビジョ

ンにて広告の放映を開始するなど新規広告媒体の活用に取り組みました。

旅行業では、「京王観光」京王新宿駅営業所を、外貨両替もできる複合業態店といたしました。

このほか、「万葉そば」エミオ保谷店をオープンいたしました。さらに、中国・上海の「梅龍鎮伊勢丹百貨店」内に、食材・メニューなどを監修したカレーショップ「新宿咖喱」がオープンいたしました。

レジャー・サービス業全体の営業収益は、ホテル業での客室稼働率の回復などにより656億6千5百万円（前期比6.1%増）、営業利益は40億7千5百万円（前期比45.7%増）となりました。

## (5) その他業

高齢者住宅事業では、すみずみまで配慮された居室と共用施設を備え、看護・介護スタッフが24時間常駐するなど安心・安全・快適な住まいを目指した介護付有料老人ホーム「アリストージュ経堂」を開設し、入居を開始しました。

また、沿線住民の暮らしに役立つサービスを提供する「京王ほっとネットワーク」では、高幡店において、店頭お買上げ商品当日宅配サービスの配送エリアを拡大したほか、本年4月には当該サービスの取扱いを「京王ストア」桜ヶ丘店でも開始しました。

このほか、笹塚駅前の「京王重機ビル」の建替えについて、新築工事に着手しました。また、農業ビジネスへの参入に向け、本年4月に高付加価値の野菜や果物の栽培を研究・開発する「京王栽培研究所」の稼働を開始しました。

その他業全体の営業収益は、ビル総合管理業での受注増などにより496億9千万円（前期比2.2%増）、営業利益は営業費用の増加により10億2千4百万円（前期比15.6%減）となりました。

## 2. 対処すべき課題

当社グループでは、グループとしての存在価値を明文化した「京王グループ理念」を制定し、これをグループ内外に発信することで、グループ全体の価値観や方向性の共有化をはかっております。

### <京王グループ理念>

私たち京王グループは、  
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、  
「信頼のトップブランド」になることを目指します。  
そして、幸せな暮らしの実現に向かって  
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

この「京王グループ理念」を具現化するため、「京王グループ経営ビジョン」に基づき、当社グループの競争力の強化に取り組むとともに、財務の健全性向上に努め、また法令・倫理を遵守し、地域社会貢献活動を行うなど、企業価値・株主共同の利益および沿線価値の向上に努めております。今後も「京王グループ理念」の具現化を目指し、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用してまいります。

当社グループでは、平成22年度を初年度とする「京王グループ中期5カ年経営計画」に基づき、不透明な消費動向や少子高齢化といった社会構造の変化の中でも将来にわたり、発展成長を続ける企業を目指し、各施策に取り組んでまいりました。今後も「京王グループ中期5カ年経営計画」の最終年度における目標達成をグループ一体で目指します。なお、具体的には、以下のような施策を行ってまいります。

### (1) 鉄道事業の安全性・収益力の向上

鉄道事業では、社会的使命である「輸送の安全」のための取組みを、引き続きハード・ソフトの両面から進めてまいります。ハード面においては、京王線多摩川橋梁や高架橋柱をはじめとする耐震補強工事を推進するとともに、新宿駅1・2番線においてホームドアの使用を開始します。ソフト面においては、鉄道の事故・インシデントの未然防止に向けた継続的改善に取り組んでまいります。

また、沿線における少子高齢化の影響などで減少している鉄道輸送人員の回復を引き続き重要課題と認識しております。これらに対応するため、当社線から都心方面への乗継ぎ利便性のPRや、高尾山をはじめとした沿線情報の発信による定期外旅客の誘致をはかることなどにより、輸送人員の確保を目指します。

調布駅付近連続立体交差事業においては、事業完了に向け、引き続き地上の鉄道施設の撤去および駅舎の本設工事を進めます。笹塚以西の鉄道立体化については、事業主体である東京都とともに都市計画事業認可の取得に向けた手続きを推進してまいります。

### (2) 沿線の活性化

「京王吉祥寺駅ビル」では平成26年の開業に向けて、また、笹塚駅前の「京王重機ビル」については平成27年の開業に向けて建替え工事を推進するほか、調布駅での連続立体交差事業完了後の地上利用計画について、地元自治体との協議を行い、具体的な開発手続きを進めてまいります。

沿線へのファミリー層流入をはかるため、既存社有地における賃貸住宅の開発や子育て支援事業の一層の強化などを検討・実施いたします。

また、当社沿線の観光資源を活かすべく、高尾山口駅前での温浴施設開業を目指し、温泉掘削工事を行ってまいります。



さらに、当社グループの重要拠点である新宿地区については、将来的な再開発による価値向上を目指し、長期的な拠点整備の検討を進めてまいります。

### (3) グループ各社の収益力向上

グループ各社においては、引き続きローコスト経営を徹底し利益の確保を行うとともに、拠点駅における再開発に合わせて出店を行います。また、駅構内スペースの有効活用を進めるとともに新たな出店形態の検討を行うなど、収益力の向上を目指してまいります。

バス事業においては、バスロケーションシステムの活用などお客様の利便性向上につながる施策を実施し、利用促進をはかっていくほか、成長の望める路線の増便により収入の拡大を目指してまいります。ホテル業においては、「京王プレッソイン」の出店を加速していくことに加え、「京王プラザホテル（新宿）」では客室改装などによる室料単価の向上や、充実した施設や上質なサービス・料理等の総合力を活かし、スポーツ・学会等の大型イベントの受注をはかるなど収益拡大を目指してまいります。

### (4) 成長市場に向けた取組み

既存住宅の再生を行うリノベーション分野での事業拡大に向け、マンションを中心とした物件取得を継続してまいります。

また、今後も増加するシニア層に向けた、生活関連事業の展開・検討を引き続き進めます。加えて、成長の著しい新興国への進出を引き続き検討してまいります。

### (5) 開業100周年について

本年4月、電車・バスは開業100周年を迎えました。開業100周年にあたり、新たな「京王れーるランド」の開業や記念冊子の発行、お客様感謝イベントの開催など様々な記念施策を行ってまいります。

今後も「信頼のトップブランド」の確立を目指し、これらの取組みをより一層充実させてまいります。

### 3. 設備投資の状況

当社グループの当期における設備投資の総額は493億2千7百万円となり、主な内容は次のとおりであります。

#### (1) 完成した主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	車両制御装置更新（京王線7000系14両）
	バス事業	車両新造（路線61両、高速20両）
不動産業	不動産賃貸業	エストライフつつじヶ丘取得 グランフォンテ大泉学園取得 京王聖蹟桜ヶ丘東ロビル取得

#### (2) 施行中の主な工事等

事業セグメント		設備投資の内容
運輸業	鉄道事業	調布駅付近連続立体交差事業 下北沢駅改良工事
不動産業	不動産賃貸業	京王吉祥寺駅ビル建替え工事 京王百貨店新宿店防災設備等更新工事
その他業	車両整備業	京王重機ビル建替え工事

### 4. 資金調達の状況

当社における当期の資金調達は、設備投資に充当する資金が中心であり、平成25年1月24日に、第32回無担保社債100億円および第33回無担保社債200億円を発行したほか、当社グループ外から120億円の新規借入を行っております。

なお、当社グループにおける当期末の借入金および社債の残高は前期末に比べて164億3千万円増加し、3,560億9千万円となりました。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 89 期 平成21年度	第 90 期 平成22年度	第 91 期 平成23年度	第92期 (当期) 平成24年度
営 業 収 益 (百万円)	403,247	391,172	390,472	396,860
経 常 利 益 (百万円)	26,264	24,576	26,437	24,538
当 期 純 利 益 (百万円)	11,976	9,276	12,433	14,748
1株当たり当期純利益 (円)	19.60	15.18	20.35	24.14
総 資 産 (百万円)	731,728	746,979	791,640	793,293
純 資 産 (百万円)	249,521	251,405	260,549	278,834

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数により算出しており、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出しております。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

### (1) 親会社との関係

該当事項はございません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
(株) 京 王 百 貨 店	1,200百万円	100.0%	百 貨 店 業
(株) 京 王 ス ト ア	450百万円	100.0%	ス ト ア 業
(株) 京 王 プ ラ ザ ホ テ ル	100百万円	100.0%	ホ テ ル 業
京 王 電 鉄 バ ス (株)	4,600百万円	100.0%	バ ス 事 業

連結子会社は上記4社を含め37社、持分法適用会社は8社であります。

## 7. 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は、次のとおりであります。

### (1) 運輸業

事業の内容	主要な会社名
鉄道事業	当社
バス事業	京王電鉄バスグループ （京王電鉄バス(株)、京王バス東(株)、京王バス中央(株)、京王バス南(株)、 京王バス小金井(株)） 西東京バス(株)
タクシー業	京王自動車(株)
貨物の輸送・引越し業	京王運輸(株)

### (2) 流通業

事業の内容	主要な会社名
百貨店業	(株)京王百貨店
ストア業	(株)京王ストア
書籍販売業	京王書籍販売(株)
駅売店業	京王リテールサービス(株)
ショッピングセンター事業	当社
クレジットカード業	(株)京王パスポートクラブ
生活雑貨関連用品の販売業	(株)京王アートマン
パン、菓子の製造・販売業	京王食品(株)
生花販売業	京王グリーンサービス(株)

### (3) 不動産業

事業の内容	主要な会社名
不動産賃貸業	当社、京王不動産(株)、京王地下駐車場(株)、(株)リビタ
不動産販売業	当社、京王不動産(株)、(株)リビタ

#### (4) レジャー・サービス業

事業の内容	主要な会社名
ホテル業	(株)京王プラザホテル、(株)京王プラザホテル札幌、(株)京王プレッソイン
旅行業	京王観光(株)
広告代理業	(株)京王エージェンシー
スポーツ業	京王レクリエーション(株)
飲食業	(株)レストラン京王

#### (5) その他業

事業の内容	主要な会社名
ビル総合管理業	(株)京王設備サービス
車両整備業	京王重機整備(株)、東京特殊車体(株)
建築・土木業	京王建設(株)
情報システム業	(株)京王ITソリューションズ
経理代行・金融業	(株)京王アカウンティング
人事業務代行業	(株)京王ビジネスサポート
社会教育事業	京王ユース・プラザ(株)
清掃業	(株)京王シンシアスタッフ
子育て支援事業	(株)京王子育てサポート
高齢者住宅事業	京王ウェルシィステージ(株)

## 8. 主要な事業所等（平成25年3月31日現在）

会社名	主な事業所・施設等
当 社 (本社：東京都多摩市)	【鉄道施設】 京王線 営業キロ：72.0km 駅数：52駅 車両数：704両 井の頭線 営業キロ：12.7km 駅数：17駅 車両数：145両 【賃貸物件】 京王百貨店新宿ビル、京王プラザホテル(新宿)、 京王プラザホテル札幌、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター、 東京オペラシティ共同ビル、京王品川ビル
㈱京王百貨店 (本社：東京都渋谷区)	新宿店、聖蹟桜ヶ丘店、ららぽーと新三郷店、セレオ八王子店
㈱京王ストア (本社：東京都多摩市)	京王ストア：東京都21店舗、神奈川県2店舗 キッチンコート：東京都7店舗 京王ストアエクスプレス：東京都2店舗
㈱京王プラザホテル (本社：東京都新宿区)	京王プラザホテル(新宿)、京王プラザホテル八王子、 京王プラザホテル多摩
京王電鉄バスグループ (京王電鉄バス(㈱) 京王バス東(㈱) 京王バス中央(㈱) 京王バス南(㈱) 京王バス小金井(㈱))	【路線バス】 営業所：東京都9か所 車両数：713両 【高速バス】 営業所：東京都5か所 車両数：115両

- (注) 1. 京王線は都営地下鉄新宿線と相互乗入れを実施しております。  
2. 京王線の車両数には貨車5両および総合高速検測車1両を含みます。  
3. 京王電鉄バスグループ5社の本社所在地はいずれも東京都府中市であります。

## 9. 従業員の状況（平成25年3月31日現在）

事業セグメント	従業員数
運輸業	6,599名
流通業	1,696名
不動産業	316名
レジャー・サービス業	1,919名
その他業	1,976名
全社(共通)	259名
合計	12,765名

(注) 従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先（平成25年3月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	113,115百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	23,850百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	11,040百万円
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	8,260百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,272百万円

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（平成25年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 1,580,230,000株
2. 発行済株式の総数 642,754,152株（自己株式31,913,132株を含む。）
3. 株主数 36,899名（前期末比2,270名減）
4. 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	37,448	6.1
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社	29,310	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	19,054	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,907	3.1
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	18,241	3.0
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	15,875	2.6
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	10,589	1.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 （三井住友信託銀行退職給付信託口）	10,000	1.6
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	9,590	1.6
株 式 会 社 京 王 閣	7,271	1.2

（注）1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 当社は自己株式を31,913千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。



### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
かとう かん 加藤 夙	代表取締役会長	株式会社よみうりランド 社外取締役
なが ただし 永田 正	代表取締役社長	—
たなか しげお 田中 茂生	常務取締役 開発事業部門・総務法務部・広報部・ 人事部分担、コンプライアンス担当	—
たかはし たいぞう 高橋 泰三	常務取締役 鉄道事業本部長	—
こうむら やすし 紅村 康	常務取締役 総合企画本部長、財務・情報開示担当	—
やまもと まもる 山本 護	取締役 人事部長	—
こまだ いちろう 駒田 一郎	取締役 開発企画部長	—
まるやま そう 丸山 荘	取締役 総務法務部長	—
たかはし あつし 高橋 温	取締役	三井住友信託銀行株式会社 相談役 株式会社岩手銀行 社外取締役
かとう きだお 加藤 貞男	取締役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役
しむら やすひろ 志村 康洋	取締役	株式会社京王プラザホテル 代表取締役社長
かのう としあき 狩野 俊昭	取締役	京王建設株式会社 代表取締役社長
かわすぎ のりあき 川杉 範秋	取締役	京王電鉄バス株式会社 代表取締役社長
はやし しずお 林 静男	取締役	株式会社京王百貨店 代表取締役社長
ごみ やすお 五味 保雄	取締役	京王重機整備株式会社 代表取締役社長
まつざか よしのぶ 松坂 義信	取締役	京王不動産株式会社 代表取締役社長
かわせ あきのぶ 川瀬 明伸	取締役	株式会社京王ストア 代表取締役社長
やすき くにひこ 保木 久仁彦	取締役	株式会社京王プラザホテル札幌 代表取締役社長

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
くろいわ のりお 黒岩法夫	常勤監査役	—
みずの さとし 水野諭	常勤監査役	—
おおいし かつろう 大石勝郎	監査役	太陽生命保険株式会社 代表取締役会長 日本興亜損害保険株式会社 社外監査役
すずき みつはる 鈴木光春	監査役	弁護士

(注) 1. 期中の役員の変動は次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動日
高橋 泰三 紅村 康	常務取締役	取締役	平成24年6月28日
狩野 俊昭 川杉 範秋	取締役	常務取締役	
松坂 義信 川瀬 明伸 保木 久仁彦	取締役	〔就任〕	
島倉 秀市 内藤 雅浩 山本 敏雄	〔退任〕	取締役	
大石 勝郎	監査役	〔就任〕	
久米 信介	〔退任〕	監査役	

2. 取締役高橋 温、加藤貞男は社外取締役であります。
3. 常勤監査役黒岩法夫、監査役大石勝郎、鈴木光春は社外監査役であります。
4. 常勤監査役黒岩法夫は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 常勤監査役水野 諭は、当社グループにおいて経理部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役高橋 温、常勤監査役黒岩法夫、監査役鈴木光春を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## 2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	21名	424百万円
監 査 役	5名	74百万円
合 計	26名 (うち社外役員6名)	498百万円 (うち社外役員分66百万円)

(注) 1. 上記には、平成24年6月28日開催の第91期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名(社外監査役)を含んでおります。

2. 上記のほか、使用人兼務取締役(5名)に対する使用人分給与として53百万円を支払っております。

## 3. 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の業務執行者等との重要な兼職状況(平成25年3月31日現在)

氏 名	地 位	兼職先・兼職内容	兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
高 橋 温	取 締 役	—	—
加 藤 貞 男	取 締 役	日本生命保険相互会社 代表取締役副会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
黒 岩 法 夫	常 勤 監 査 役	—	—
大 石 勝 郎	監 査 役	太陽生命保険株式会社 代表取締役会長	当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
鈴 木 光 春	監 査 役	—	—

## (2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況（平成25年3月31日現在）

氏名	地位	兼職先・兼職内容	兼職先と当社との関係
高橋 温	取締役	株式会社岩手銀行 社外取締役	当社との間に記載すべき関係はありません。
加藤 貞男	取締役	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社 社外取締役	当社の株主で当社と保険契約等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
黒岩 法夫	常勤監査役	—	—
大石 勝郎	監査役	日本興亜損害保険株式会社 社外監査役	当社の株主で当社と保険契約等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
鈴木 光春	監査役	—	—

## (3) 主な活動状況

氏名	地位	主 な 活 動 状 況
高橋 温	取締役	当期開催の取締役会11回のうち10回に出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
加藤 貞男	取締役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、主に経験豊富な経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
黒岩 法夫	常勤監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、金融機関における豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
大石 勝郎	監査役	就任後に開催された取締役会9回すべてに出席し、また、監査役会9回すべてに出席し、経営者としての豊富な経験をふまえ、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
鈴木 光春	監査役	当期開催の取締役会11回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

(注) 監査役大石勝郎は、平成24年6月28日開催の第91期定時株主総会において選任され、就任いたしました。

## (4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役高橋 温、加藤貞男、社外監査役大石勝郎、鈴木光春の各氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

#### IV. 会計監査人の状況

##### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

##### 2. 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分		金 額
(1)	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	88百万円
(2)	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	112百万円

(注) (1)には、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の合計額を記載しております。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません。

##### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託しております。

##### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当するなど、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合において、当該会計監査人の解任または不再任が妥当と判断したときは、必要な対応を行います。

## V. 会社の体制および方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### ＜当社取締役会における決議内容＞

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、その内容は次のとおりであります。

#### 「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」

京王電鉄（以下「当社」という）および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- ② 外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- ③ コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- ④ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ⑤ 社長直轄の内部監査部門である監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ⑦ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関わる情報は、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- ② 取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営上の重要な意思決定にあたり、取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- ② 業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、リスクの低減と防

止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。

- ③ 公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- ④ 重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役で構成する常務会で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。
- ② 取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。
- ③ 組織および職務分掌については、「職制規則」に定め、各職位の基本的な職能および相互関係を明らかにします。また、業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については、「職務権限規程」および「職位別決裁基準」に定めます。

#### (5) 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ各社は取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。また、グループ各社における経営上の重要な案件については、当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、事前協議のうえ、意思決定します。
- ② 当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ③ コンプライアンス体制については、グループ一体となり整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- ④ グループのリスクについては、リスク管理委員会を開催し、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- ⑤ 当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- ⑥ 当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的に開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

**(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項**

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

**(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制**

取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べるができる体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

- ① 会社の意思決定に関する重要事項
- ② 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査の監査計画および監査結果
- ④ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ⑤ コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- ⑥ 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は②、④に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。

**(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役は、監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

- ① 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ② 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- ③ 内部監査部門との連携
- ④ 内部統制部門との連携
- ⑤ グループ会社の調査等の実施
- ⑥ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

**(9) 内部統制委員会**

上記(1)から(8)の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

.....

**<当期における主な取組み>**

**(1) コンプライアンス**

当社全社員を対象にコンプライアンス・アンケートを実施し、コンプライアンス意識の浸透度確認と課題抽出を行ったほか、職位や職種に応じた研修や内部通報制度「京王ヘルプライン」の周知を継続いたしました。



反社会的勢力への対応については、「不当要求防止責任者」選任に関する実務講習会や反社会的勢力関連情報の配信等を実施いたしました。

## (2) リスクマネジメント

グループ全体のリスクを一元的に管理するため、従来は個別に運営していた当社とグループのリスクマネジメント体制を統合しました。

リスク対策重点項目のうち、「自然災害、事故・故障等への対策」として、当社では、新宿駅3番線および国領駅・布田駅・調布駅におけるホームドアの使用開始、井の頭線のATC化などの安全性向上策を実施したほか、「大規模災害に関する事業継続基本計画書」等を見直しました。

また、「情報セキュリティ対策」として、ソーシャルメディア利用に関するリスクの低減をはかるため、ソーシャルメディアポリシー等を制定したほか、情報の保存・管理に関する研修やセキュリティ強化策を実施いたしました。

このほか、「労働環境に関する諸問題の改善」、「会計不祥事の防止」についてセミナーの開催や規程類の見直しなどに取り組みました。

## (3) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施いたしました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

## (4) 内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施いたしました。

## 2. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われまます。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

### ア. 企業価値向上に資する取り組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公益交通事業者として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取り組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本のさらなる有効活用

に取り組みます。

#### イ. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取り組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成22年6月29日開催の第89期定時株主総会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「本基本方針」といいます。）が承認可決されたことを受け、同日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を決議しております。

本プランは、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止することを目的としております。

本プランは、ア. 当社が発行者である株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、またはイ. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、もしくはこれらに類似する行為またはその提案（以下「買付等」と総称し、買付等を行う者を以下「買付者等」といいます。）を対象とします。

買付者等が買付等を行う場合は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、その実行に先立ち、当社に対して、買付等の内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を提出するものとし、当社取締役会は速やかにこれを企業価値評価独立委員会（委員は、社外の有識者、社外取締役、社外監査役から選任されるものとし、以下「独立委員会」といいます。）に提供します。独立委員会は、最長60日間の検討期間（必要な範囲で最長30日間延長できる。）を設定し、必要に応じて独立した第三者である専門家の助言を得たうえ、買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合、または本プランに定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対し、新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当する場合であっても、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告するものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する決議を速やかに行うものとします。また、当社取締役会は、独立委員会から、株主総会の招集、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の株主総会への付議を勧告された場合には、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。当社取締役会は、上記決議を行った場合等には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

以上の新株予約権は、1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払込むことにより、原則として当社株式1株を取得できるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の株主から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として1株が交付されます。

本プランの有効期間は、平成22年6月29日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までになります。ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本基本方針を廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本プ

ランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

本プラン導入時点においては新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主の皆様が直接具体的な影響が生じることはありません。他方、新株予約権の無償割当てが実施された場合には、新株予約権行使の手続きを行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

#### (4) 上記の各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記(2)に記載した取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)の基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、上記(3)の取り組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、以下の理由から当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ア. 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足していること
- イ. 本プランは、株主総会において承認された本基本方針に基づくものであり、また、有効期間は約3年間と限定され、かつ、その満了前であっても株主総会において、本基本方針の変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも変更後の基本方針に従うよう速やかに変更または廃止されることになるなど、株主意思を重視していること
- ウ. 経営陣から独立している委員から構成される独立委員会により新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断が行われ、その判断の概要については株主の皆様が情報開示をすることが必要とされていること
- エ. 合理的かつ詳細な客観的要件が設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること
- オ. 独立委員会は、当社の費用で、外部専門家の助言を受けることができるものとされており、その判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっていること
- カ. 当社取締役の任期は1年であり、毎年の取締役選任を通じて株主の皆様のご意向を反映させることが可能であること
- キ. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	147,530	流 動 負 債	195,399
現金及び預金	48,315	支払手形及び買掛金	17,189
受取手形及び売掛金	32,204	短期借入金	60,612
有価証券	35,550	1年内償還予定の社債	30,000
商品及び製品	14,682	未払法人税等	2,765
仕掛品	7,574	前受金	18,228
原材料及び貯蔵品	1,590	賞与引当金	2,028
繰延税金資産	3,021	その他の引当金	2,464
その他	4,687	その他	62,110
貸倒引当金	△ 94	固 定 負 債	319,060
固 定 資 産	645,763	社 債	129,411
有形固定資産	564,563	長期借入金	136,066
建物及び構築物	305,351	繰延税金負債	32
機械装置及び運搬具	37,240	退職給付引当金	20,961
土地	175,153	その他	32,589
建設仮勘定	38,866	負 債 合 計	514,459
その他	7,952	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	10,745	株 主 資 本	268,095
投資その他の資産	70,453	資 本 金	59,023
投資有価証券	54,571	資 本 剰 余 金	42,008
繰延税金資産	6,510	利 益 剰 余 金	186,342
その他	9,659	自 己 株 式	△ 19,279
貸倒引当金	△ 286	その他の包括利益累計額	10,581
資 産 合 計	793,293	その他有価証券評価差額金	10,580
		為替換算調整勘定	1
		少 数 株 主 持 分	156
		純 資 産 合 計	278,834
		負 債 純 資 産 合 計	793,293

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		396,860
営業費用		
運輸業等営業費及び売上原価	322,176	
販売費及び一般管理費	46,661	368,838
営業利益		28,022
営業外収益		
受取利息	76	
受取配当金	839	
匿名組合投資利益	442	
持分法による投資利益	76	
雑収入	1,365	2,800
営業外費用		
支払利息	5,614	
雑支出	669	6,283
経常利益		24,538
特別利益		
工事負担金等受入額	35,383	
固定資産売却益	207	
その他の	92	35,683
特別損失		
固定資産圧縮損	35,382	
固定資産除却損	878	
減損	93	
退店補償	62	
その他の	311	36,729
税金等調整前当期純利益		23,493
法人税、住民税及び事業税		7,032
法人税等調整額		1,684
少数株主損益調整前当期純利益		14,777
少数株主利益		28
当期純利益		14,748

# 連結株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	59,023	42,008	175,259	△ 19,172	257,120	3,301	0	3,301	127	260,549
当期変動額										
剰余金の配当			△ 3,665		△ 3,665					△ 3,665
当期純利益			14,748		14,748					14,748
自己株式の取得				△ 107	△ 107					△ 107
自己株式の処分		0		0	0					0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						7,278	1	7,280	28	7,308
当期変動額合計	—	0	11,082	△ 106	10,975	7,278	1	7,280	28	18,284
当期末残高	59,023	42,008	186,342	△ 19,279	268,095	10,580	1	10,581	156	278,834



# 貸 借 対 照 表

(平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	52,491	流動負債	178,281
現金及び預金	34,411	短期借入金	97,814
未収運賃	5,623	1年内償還予定の社債	30,000
未収金	4,676	未払金	23,944
販売土地及び建物	3,869	未払費用	1,662
貯蔵品	854	未払消費税等	762
前払費用	222	未払法人税等	713
繰延税金資産	760	預り連絡運賃	1,412
その他の流動資産	2,077	預り金	6,420
貸倒引当金	△ 4	前受運賃	3,370
固定資産	616,609	前受金	11,264
鉄道事業固定資産	307,710	前受収益	670
付帯事業固定資産	185,680	賞与引当金	244
各事業固定資産	4,499	固定負債	292,286
建設仮勘定	36,178	社債	129,411
投資その他の資産	82,540	長期借入金	134,666
関係会社株式	26,877	退職給付引当金	7,455
投資有価証券	50,689	資産除去債務	1,299
長期貸付金	31	その他の固定負債	19,452
長期前払費用	8	負債合計	470,567
前払年金費用	1,602	(純資産の部)	
繰延税金資産	318	株主資本	188,335
その他の投資等	3,084	資本金	59,023
貸倒引当金	△ 70	資本剰余金	42,006
資産合計	669,100	資本準備金	32,019
		その他資本剰余金	9,987
		利益剰余金	106,584
		利益準備金	7,876
		その他利益剰余金	98,707
		固定資産圧縮積立金	386
		別途積立金	71,500
		繰越利益剰余金	26,821
		自己株式	△ 19,279
		評価・換算差額等	10,197
		その他有価証券評価差額金	10,197
		純資産合計	198,532
負債純資産合計	669,100	負債純資産合計	669,100

# 損 益 計 算 書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
鉄 道 事 業		
営 業 収 益	80,974	
営 業 費	74,190	
営 業 利 益		6,783
付 帯 事 業		
営 業 収 益	37,787	
営 業 費	23,858	
営 業 利 益		13,928
全 事 業 営 業 利 益		20,712
受 取 利 息 及 び 配 当 金	844	
受 取 名 組 合 投 資 利 益	442	
受 託 工 事 事 務 費 戻 入	288	
雑 収 入	335	1,911
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	5,888	
雑 支 出	230	6,118
経 常 利 益		16,505
特 別 利 益		
工 事 負 担 金 等 受 入 額	35,199	
固 定 資 産 売 却 益	173	
そ の 他	67	35,440
特 別 損 失		
固 定 資 産 圧 縮 損	35,199	
固 定 資 産 除 却 損	745	
退 店 補 償 金	196	
固 定 資 産 売 却 損	62	
減 損	61	
そ の 他	5	36,270
税 引 前 当 期 純 利 益		15,675
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,776
法 人 税 等 調 整 額		2,156
当 期 純 利 益		9,743

# 株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から  
平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	59,023	32,019	9,987	42,006	7,876	315	67,000	25,315	100,507
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△ 3,665	△ 3,665
固定資産圧縮積立金の積立						71		△ 71	—
別途積立金の積立							4,500	△ 4,500	—
当 期 純 利 益								9,743	9,743
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	—	71	4,500	1,506	6,077
当 期 末 残 高	59,023	32,019	9,987	42,006	7,876	386	71,500	26,821	106,584

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	△ 19,172	182,365	3,128	185,493
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△ 3,665		△ 3,665
固定資産圧縮積立金の積立		—		—
別途積立金の積立		—		—
当 期 純 利 益		9,743		9,743
自己株式の取得	△ 107	△ 107		△ 107
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			7,068	7,068
当 期 変 動 額 合 計	△ 106	5,970	7,068	13,038
当 期 末 残 高	△ 19,279	188,335	10,197	198,532

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月14日

京王電鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 興直 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当

監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、京王電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 5月14日

京王電鉄株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池谷 修一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阿部 與直 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、京王電鉄株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査人（会社法上の会計監査人）から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、本監査報告書の作成時点において、指摘すべき事項は認められません。

四 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年 5月17日

## 京王電鉄株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 黒 岩 法 夫 ㊟

常勤監査役 水 野 諭 ㊟

監 査 役（社外監査役） 大 石 勝 郎 ㊟

監 査 役（社外監査役） 鈴 木 光 春 ㊟

以 上

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当および処分について

#### 1. 剰余金の配当に関する事項

当社は、連結配当性向30%以上を目標とする株主還元策を導入しており、この方針にもとづき、当期の期末配当金は、普通配当4円（前期より1円増配）に、電車・バス開業100周年記念配当1円を加え、1株あたり5円（中間配当金3円とあわせて年間8円、連結配当性向33.1%）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類および割当てに関する事項ならびにその総額

当社普通株式1株につき金5円（普通配当4円、記念配当1円）

総額3,054,205,100円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

#### 2. 剰余金の処分に関する事項

将来の事業展開と経営環境の変化に備えた経営基盤の強化に必要な内部留保を充実させるため、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,500,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,500,000,000円

## 第2号議案 取締役18名選任について

本総会終結の時をもって、取締役全員は任期が満了いたしますので、取締役18名の選任をお願いするものであります。候補者は次のとおりであります。

### 取 締 役 候 補 者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
1	かとう かん 加藤 夙 (昭和14年7月18日生)	昭和37年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成10年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 平成14年6月 当社代表取締役副社長 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成20年6月 (株)よみうりランド社外取締役 現在に至る 平成21年6月 当社代表取締役会長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)よみうりランド社外取締役	159,000株
2	ながた ただし 永田 正 (昭和27年1月23日生)	昭和49年4月 当社入社 平成16年6月 当社取締役 平成19年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	105,000株
3	たかはし たいぞう 高橋 泰三 (昭和30年3月15日生)	昭和48年3月 当社入社 平成16年6月 (株)京王ストア常務取締役 平成22年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役(鉄道事業本部長) 現在に至る	31,000株
4	こうむら やすし 紅村 康 (昭和33年3月21日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 当社総合企画本部 経理部長 平成22年6月 当社取締役 平成24年6月 当社常務取締役(総合企画本部長、財務・情報開示担当) 現在に至る	42,000株
5	やまもと まもる 山本 護 (昭和32年2月7日生)	昭和54年4月 当社入社 平成17年6月 当社広報部長 平成22年6月 当社取締役開発企画部長 平成23年6月 当社取締役人事部長 現在に至る	37,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	こまだ いちろう 駒田 一郎 (昭和31年12月3日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 京王観光(株)取締役 平成18年6月 京王リテールサービス(株)代表取締役社長 平成22年6月 当社取締役総合企画本部 グループ事業部長 平成23年6月 当社取締役開発企画部長 現在に至る	26,000株
7	まるやま そう 丸山 荘 (昭和31年10月5日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 京王重機整備(株)常務取締役 平成21年6月 西東京バス(株)代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役 平成24年6月 当社取締役総務法務部長 現在に至る	34,000株
8	たかはし あつし 高橋 温 (昭和16年7月23日生)	平成10年3月 住友信託銀行(株)[現三井住友信託銀行(株)]代表取締役社長 平成17年6月 住友信託銀行(株)[現三井住友信託銀行(株)]代表取締役会長 平成23年4月 住友信託銀行(株)[現三井住友信託銀行(株)]相談役 平成23年6月 (株)岩手銀行社外取締役 現在に至る 平成23年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成24年4月 三井住友信託銀行(株)相談役 現在に至る 重要な兼職の状況 三井住友信託銀行(株)相談役 (株)岩手銀行社外取締役	3,000株
9	かとう さだお 加藤 貞男 (昭和23年12月20日生)	平成21年7月 日本生命保険(株)代表取締役専務執行役員 平成22年3月 日本生命保険(株)代表取締役副社長執行役員 平成22年4月 ニッセイ同和損害保険(株)[現あいおいニッセイ同和損害保険(株)]社外取締役 平成22年6月 当社社外取締役 現在に至る 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役 現在に至る 平成23年4月 日本生命保険(株)代表取締役副会長 現在に至る 重要な兼職の状況 日本生命保険(株)代表取締役副会長 あいおいニッセイ同和損害保険(株)社外取締役	5,000株
10	しむら やすひろ 志村 康洋 (昭和24年9月29日生)	昭和47年4月 当社入社 平成18年6月 当社取締役 現在に至る 平成19年6月 (株)京王プラザホテル代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王プラザホテル代表取締役社長	41,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
11	かのう としあき 狩野 俊昭 (昭和26年10月24日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 当社常務取締役 平成24年6月 京王建設㈱代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 京王建設㈱代表取締役社長	41,000株
12	かわすぎ のりあき 川杉 範秋 (昭和27年9月8日生)	昭和51年4月 当社入社 平成19年6月 当社取締役 現在に至る 平成22年6月 当社常務取締役 平成24年6月 京王電鉄バス㈱代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 京王電鉄バス㈱代表取締役社長	42,000株
13	まつざか よしのぶ 松坂 義信 (昭和30年6月29日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 西東京バス㈱常務取締役 平成24年6月 京王不動産㈱代表取締役社長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 京王不動産㈱代表取締役社長	40,110株
14	かわせ あきのぶ 川瀬 明伸 (昭和32年10月20日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 ㈱京王アートマン常務取締役 平成24年6月 ㈱京王ストア代表取締役社長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱京王ストア代表取締役社長	12,000株
15	やすき くにひこ 保木 久仁彦 (昭和35年2月6日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年6月 当社グループ事業部長 平成22年6月 ㈱京王プラザホテル札幌代表取締役社長 現在に至る 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 重要な兼職の状況 ㈱京王プラザホテル札幌代表取締役社長	5,000株
16	※ いとう よしひこ 伊藤 嘉彦 (昭和26年12月24日生)	昭和50年4月 ㈱京王百貨店入社 平成17年6月 ㈱京王百貨店取締役 平成22年6月 ㈱京王百貨店常務取締役 平成24年6月 ㈱京王百貨店専務取締役 現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
17	※ とうみや ひでゆき 東宮 秀行 (昭和29年7月19日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年6月 当社車両電気部長 平成23年6月 (株)京王設備サービス代表取締役社長 現在に至る 重要な兼職の状況 (株)京王設備サービス代表取締役社長	17,000株
18	※ なかおか かずのり 仲岡 一紀 (昭和35年2月5日生)	昭和58年4月 当社入社 平成18年6月 当社S C営業部長 平成21年6月 当社人事部長 平成23年6月 当社グループ事業部長 現在に至る	7,000株

(注) 1. 高橋 温氏は、社外取締役候補者であります。

- (1) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。同氏は平成23年3月まで住友信託銀行株式会社[現三井住友信託銀行株式会社]の取締役でした。なお、同行は当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。
  - (2) 同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。
  - (3) 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年になります。
  - (4) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
  - (5) 当社は、同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
2. 加藤貞男氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 同氏は日本生命保険相互会社の代表取締役副会長であり、同社は、当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。また、同社は、当社が行っている事業の部類に属する不動産事業を行っております。
  - (2) 同氏は経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、それらを活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、引き続き社外取締役候補者としております。
  - (3) 同氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年になります。
  - (4) 同氏は、当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、同氏の選任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. ※印は新任取締役候補者であります。

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針の決定について

平成22年6月29日開催の当社第89期定時株主総会においてご承認いただいた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）および同日開催の取締役会において決議した「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）につきましては、本総会の終結の時をもって、いずれも有効期間が満了することとなります。

そこで、旧プラン導入以降の社会・経済情勢等も踏まえ、下記Ⅰ. 記載の「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）として、当社定款第17条に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（以下、変更後の基本方針を「本基本方針」といいます。）の内容を、下記Ⅲ. のとおり改めて決定いたしました。そのご承認をお願いするものであります。

なお、本基本方針の内容を決定するにあたり、項目の整理などの形式的な修正を行っておりますが、旧基本方針の内容を実質的に変更している箇所はございません。

#### Ⅰ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループが企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、「輸送の安全性」「経営の安定性」「事業の継続性」を確保し、お客様、お取引先その他のステークホルダーからの信頼を得て、「信頼のトップブランド」を確立することが不可欠であります。また、当社グループにとっては、沿線を中心に関連性の高い事業を多角的に展開することで、沿線価値の向上、京王ブランドの確立に努めるとともに、地域社会の信頼を獲得しながら、各事業の有機的な結びつきにより総合力を発揮させる一体的な経営を行うことが極めて重要であります。これらが当社の株式の買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことに理解あることが必要であると考えています。

当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。また、株主の皆様が、当社の企業価値を構成する要素を十分に把握し、中長期的な観点も考慮に入れたうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではないものと思われま

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要であると考えます。

## II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上に資する取組み

当社グループでは、「京王グループ理念」の中にかかげる「信頼のトップブランド」の確立を目指して、当社グループの競争力の強化、財務健全性の確保、法令・倫理の遵守、地域社会貢献活動の実施など、企業価値・株主共同の利益の向上に資する経営に努めております。今後もグループ全体の持続的な成長のため、当社グループが長年培ってきた有形・無形の経営資源を維持・活用しながら、以下の施策に取り組んでまいります。

第一に、社会に不可欠なインフラを提供する公共輸送機関として安全確保を最重要課題とし、中長期的な視点で社会的責任を果たしてまいります。

第二に、当社沿線が将来にわたって活力を維持できるよう、拠点開発の推進や地域活性化に多角的に取り組んでまいります。

第三に、お客様の多様化するニーズや生活スタイルの変化を捉えた施策を継続的に実施することで、将来にわたり発展、成長する企業グループを目指してまいります。

第四に、法令の遵守、地球環境への配慮など、企業の社会的責任を果たす取組みを当社グループ全体で続けてまいります。

第五に、企業価値の源泉である「輸送の安全性」の実際の担い手である当社グループの従業員を中長期的な視点で育成するとともに、「安全の確保」を最重要事項と考える企業文化を堅持してまいります。

第六に、長期的視点に立った投資と効率化の推進によるコストダウンにより、財務体質の優位性を堅持するとともに、内部留保の拡充に対応して、自己資本のさらなる有効活用に取り組みます。

### 2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主の皆様をはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し、企業価値向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。



取締役会においては、法令で定められた事項はもとより、経営上重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しているほか、主要なグループ会社の社長等をメンバーに加えております。また、特別取締役を選定し、時機を捉えた迅速な意思決定を行っているほか、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、経営の透明性向上に努めております。

監査役監査については、実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役、財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役を選任しているほか、監査役会と内部監査・内部統制部門との連携体制を構築しております。各監査役は、法令および諸基準に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき監査を行うほか、取締役会その他の重要な会議に出席し必要な意見陳述を行っております。

さらに、グループ経営協議会や京王グループ社長会、ならびにグループ監査役会などの定期的な開催により、グループガバナンス体制の充実をはかっております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針（本基本方針））

#### 1. 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記2. に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページへの掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件および取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策（平時の買収防衛策）とします。

#### 2. 本プランの骨子

##### (1) 本プランの概要

当社は、下記(2)に定める買付等を行う者または提案する者（以下「買付者等」といいます。）に対し、下記(3)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等に関する情報提供および検討のための時間を確保します。また、下記(5)①の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件（差別的行使条件）および当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項など下記(5)⑥に定める内容を有する新株予約権

(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権の無償割当ての方法により割り当てることができるものとします。なお、当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、下記(6)に定める企業価値評価独立委員会を設置します。

(2) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①もしくは②に該当する買付またはこれに類似する行為とします。

- ① 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>を行う者の株券等所有割合<sup>6</sup>およびその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(3) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法および内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランの決定に際して定める情報（以下「本必要情報」といいます。）ならびに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を、当社の定める書式により日本語で提出するものとします。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価独立委員会に提供します。企業価値評価独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、回答期限を定めて追加情報の提出を求めることができ、買付者等はこれに応じるものとします。

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。本議案において同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。本議案において同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。本議案において同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。

なお、企業価値評価独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討ならびに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討（必要に応じ、外部専門家による検討を含みます。）等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（但し、原則として60日間を超えないものとします。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他企業価値評価独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができます。

#### (4) 企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

企業価値評価独立委員会は、上記(3)の検討を開始するために十分な情報提供がなされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（但し、当該検討期間の終了時まで、下記(5)①または②に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で最長30日間延長できるものとし、以下「検討期間」といいます。）を設定します。

企業価値評価独立委員会は、検討期間内において、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行います。また、企業価値評価独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接または当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行います。なお、買付者等は、企業価値評価独立委員会が検討期間内において、自らまたは当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

企業価値評価独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができます。

#### (5) 本新株予約権の無償割当ての実施

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決定は、以下のとおり企業価値評価独立委員会の勧告を経て行うものとします。

##### ① 企業価値評価独立委員会による実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、この場合でも、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとします。

- ア. 買付者等が上記(3)に定める情報提供および検討期間の確保のための手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合
- イ. 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等ならびに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(ア)ないし(キ)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると認められる場合
- (ア) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等
- a. 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等、当社グループの犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (イ) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
- (ウ) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付等
- (エ) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
- (オ) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社グループの顧客、取引先、従業員その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付等
- (カ) 買付者等による買付等の後の経営方針または事業計画等の内容が不十分または不適当であるため、鉄道事業の安全性もしくは公共性または顧客の利益の確保に重大な支障をきたすおそれのある買付等

(キ) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社グループの企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等  
但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記ア. およびイ. のいずれにも該当しないと企業価値評価独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止または割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

② 企業価値評価独立委員会による不実施の勧告

企業価値評価独立委員会は、買付者等による買付等が、上記①のア. およびイ. のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、企業価値評価独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記①のア. またはイ. のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができます。

③ 当社取締役会による企業価値評価独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記①および②による企業価値評価独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

但し、企業価値評価独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議します。

④ 株主総会決議後の当社取締役会の対応

企業価値評価独立委員会の勧告を受けて株主総会が招集され、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が可決された場合には、当社取締役会は、株主総会における決定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行します（株主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を当社取締役会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する取締

役会決議を行います。)。一方、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行います。

⑤ 買付者等による買付等の実行禁止期間

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、または上記の株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての議案が可決もしくは否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

⑥ 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は、以下のとおりとします。

ア. 本新株予約権の数

当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

イ. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

ウ. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

エ. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式<sup>8</sup>（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となります。）の数は、別途調整がない限り1株とします。

オ. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし、当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

---

<sup>8</sup> 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開始時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類を指すものとします。

カ. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1か月間から2か月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

キ. 本新株予約権の行使条件

次の(ア)ないし(カ)に規定する者（以下「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使できません。

(ア) 特定大量保有者<sup>9</sup>

(イ) (ア)の共同保有者<sup>10</sup>

(ウ) 特定大量買付者<sup>11</sup>

(エ) (ウ)の特別関係者

(オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けまたは承継した者

(カ) 上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者<sup>12</sup>

ク. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

ケ. 本新株予約権の取得事由

(ア) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間、いつでも全ての本新株予約権を無償で取得することができます。

---

<sup>9</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

<sup>10</sup> 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本脚注11において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

- (イ) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき（別途調整がない限り）当社普通株式 1 株を交付することができます。かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、かかる取得を別途行うことができ、以後も同様とします。
- (ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合およびその条件については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるところによるものとします。

#### コ. その他

その他の本新株予約権の内容は、別途本新株予約権無償割当て決議において定めるところによるものとします。

#### (6) 企業価値評価独立委員会について

企業価値評価独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している 3 名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が当社の社外取締役および社外監査役ならびに社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士および学識経験者等）から選任し、公表するものとします。

企業価値評価独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

その他、企業価値評価独立委員会に関する事項については、別途当社取締役会において定めるものとします。

#### (7) 情報開示

##### ア. 本プランに定める手続の進捗状況等に関する事項

当社取締役会または企業価値評価独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、企業価値評価独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

- (ア) 買付者等が現れた事実
- (イ) 買付者等から買付説明書が提出された事実とその内容の概要
- (ウ) 本必要情報が提供された事実とその内容の概要
- (エ) 検討期間が開始された事実
- (オ) 検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要



(カ) 企業価値評価独立委員会による勧告の事実と、勧告を行った理由および勧告の内容の概要（当該勧告後の事実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合には、当該事実と、当該異なる勧告を行った理由および当該異なる勧告の内容の概要）

イ. 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する事項

当社取締役会は、以下に記載する各事項について、当該事実の発生後速やかに、情報開示を行います。

(ア) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(イ) 当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が付議される株主総会を招集する旨の決議を行った場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(ウ) 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する株主総会の決議が行われた場合、その決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項

(8) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(9) その他

上記(1)ないし(8)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランを決定する決議において定めるものとします。

3. 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更または廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、または廃止されるものとします。

(ご参考)

本基本方針の内容は上記Ⅲ. のとおりですが、株主および投資家の皆様への影響ならびに上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由は、それぞれ以下のとおりです。株主の皆様におかれましては、これらの点もご考慮のうえ、本議案につきご承認いただければと存じます。

#### 1. 株主および投資家の皆様への影響について

##### (1) 本基本方針の決定・本プランの決定時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本基本方針の決定および本プランの決定時点においてはいずれも、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

##### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランが決定され、本プランの手續に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手續を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手續を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様の中には、株価の変動により不測の損害を被る方が生じる可能性があります。

## 2. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

### (1) 上記Ⅰ. の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した企業価値向上に資する取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記Ⅰ. の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記Ⅰ. の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

### (2) 上記Ⅰ. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み（本基本方針））について

#### ① 本基本方針が上記Ⅰ. の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記Ⅰ. の基本方針に沿うものです。

#### ② 当該取組みが当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記Ⅰ. の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### ア. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針に定める三原則を充足しています。

##### イ. 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本総会において承認可決されることにより決定されます。

また、上記Ⅲ. 3. 「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本プランを

廃止することも可能です。したがって、本基本方針およびこれに従って決定される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記Ⅲ． 2． (5)「本新株予約権の無償割当ての実施」および(6)「企業価値評価独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される企業価値評価独立委員会により行われることとされています。このように、企業価値評価独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、Ⅲ． 2． (7)「情報開示」に記載したとおり、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本総会において承認可決され、本プランの決定が当社取締役会で決議された場合、企業価値評価独立委員会の委員には、社外の有識者として中央大学商学部教授の北村敬子氏、当社社外取締役から高橋 温氏、当社社外監査役から黒岩法夫氏および鈴木光春氏の4名がそれぞれ就任する予定です。その略歴については「3． 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴」をご参照下さい。なお、社外取締役高橋 温氏、社外監査役黒岩法夫氏および鈴木光春氏はいずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届出をしております。

エ．合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記Ⅲ． 2． (5)①「企業価値評価独立委員会による実施の勧告」に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ．外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ． 2． (4)「企業価値評価独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」に記載したとおり、買付者等が出現すると、企業価値評価独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、企業価値評価独立委員会による判断の公正性・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ. 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年、当社取締役の選任を通じて、本基本方針および本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

キ. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ. 2. (8)の「本プランの廃止」に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

### 3. 企業価値評価独立委員会委員就任予定者略歴

○北村 敬子（きたむらけいこ）

#### 【略歴】

昭和20年 生まれ  
昭和49年4月 中央大学商学部助教授  
昭和56年4月 中央大学商学部教授 現在に至る  
平成9年11月 中央大学商学部長  
平成11年7月 司法制度改革審議会委員  
平成13年7月 財団法人財務会計基準機構理事  
平成14年4月 法制審議会委員  
平成15年8月 東京地方裁判所委員会委員  
平成16年4月 中央大学副学長  
平成18年1月 中央教育審議会大学分科会大学院部会専門委員  
平成18年11月 政府税制調査会委員  
平成19年6月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る  
平成23年4月 公益財団法人財務会計基準機構理事 現在に至る

※北村 敬子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

○高橋 温（たかはしあつし）当社社外取締役

【略歴】

昭和16年 生まれ

昭和40年 4月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 入社

平成10年 3月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 代表取締役社長

平成17年 6月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 代表取締役会長

平成23年 4月 住友信託銀行(株) [現三井住友信託銀行(株)] 相談役

平成23年 6月 当社社外取締役 現在に至る

平成24年 4月 三井住友信託銀行(株)相談役 現在に至る

※高橋 温氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○黒岩 法夫（くろいわのりお）当社社外監査役

【略歴】

昭和27年 生まれ

昭和50年 4月 (株)東京銀行 [現(株)三菱東京UFJ銀行] 入社

平成15年 6月 (株)東京三菱銀行 [現(株)三菱東京UFJ銀行] 執行役員

平成16年 4月 (株)三菱東京フィナンシャル・グループ

[現(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ] 執行役員

平成17年10月 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役員（リスク統括部長）

平成18年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行執行役員（総合リスク管理部長）

平成18年 6月 当社社外監査役（常勤） 現在に至る

平成19年 3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※黒岩 法夫氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、同氏は当社社外監査役（常勤）就任にともない、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループおよび(株)三菱東京UFJ銀行の執行役員を退任しております。

また、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

○鈴木 光春（すずきみつはる）当社社外監査役

【略歴】

昭和7年 生まれ

昭和37年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

昭和53年4月 最高裁判所司法研修所弁護教官（民事）

昭和56年4月 東京地方裁判所調停委員

昭和57年1月 最高裁判所司法修習生考試委員会考査委員

平成11年11月 日本弁護士連合会資格審査会委員

平成18年6月 当社社外監査役 現在に至る

平成19年3月 当社企業価値評価独立委員会委員 現在に至る

※鈴木 光春氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

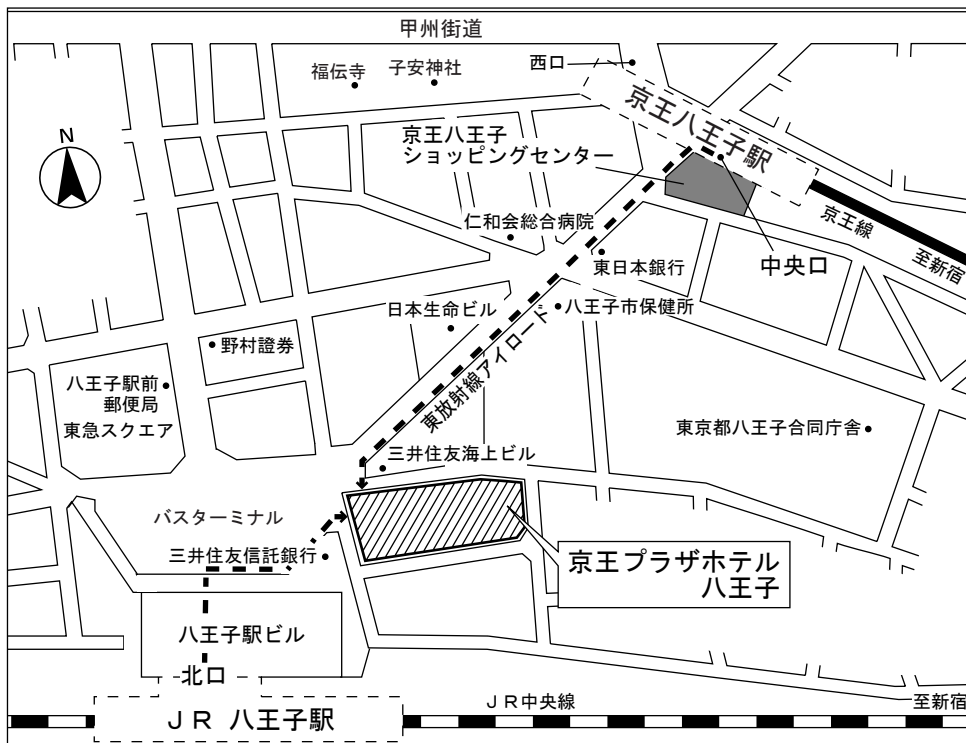
なお、当社は同氏を東京証券取引所の規程に定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル八王子 5階「翔王」

東京都八王子市旭町14番1号



## 最寄駅

- ・ JR 八王子駅 北口から徒歩約3分
- ・ 京王八王子駅 中央口から徒歩約6分

- (お願い) ・株主総会専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さい。  
・株主総会ご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。  
何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

